

指定介護機関 申請届出一覧表

▲：令和8年4月1日以降、届出が不要なもの

○：令和8年4月1日以降も届出が必要なもの

届出を要する事項	指定申請書・誓約書	再開届	廃止・休止・	変更届	指定辞退届	処分届	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月30日以前に介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関等が生活保護法の指定を申請する場合 ・平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受け、その時点で生活保護法等によるみなし指定は不要とする申出を行ったが、その後、生活保護法等による指定を受けようとする場合 	○						
既に指定介護機関である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現に指定を受けている事業とは別の事業（平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けた事業）を行おうとする場合 	○					
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（開設者）が変更した場合 	▲	▲				
	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの変更があった場合 所在地、名称、事業者（開設者）の主たる事務所所在地、事業者（開設者）の名称 				▲		
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関の開設者が死亡、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が業務を廃止した場合 			▲			
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に休止する場合 			▲			
	<ul style="list-style-type: none"> ・休止した介護機関を再開した場合 			▲			
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護機関の業務は継続するが、生活保護法の指定を辞退する場合 (注) 30日以上予告期間が必要です。 					○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けた場合 (注) 届出は、処分を受けた時から10日以内に。 						○

生活保護法の一部改正により、令和8年4月1日より手続きが簡素化されました。

生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による変更の届出等（開設者や名称、所在地等の変更、事業の廃止、休止、再開の届出）があった場合に、生活保護法上の届出があったものとみなされ、生活保護法による変更の届出等は不要（介護予防・日常生活支援事業者について同様の扱い）です。

様式は、盛岡市公式ホームページ（広報ID 1006444）からダウンロードしてください。